「軽微なもの」の基準・具体例(案)

※ 下記で示した例はあくまで典型例であり、著作物の種類・性質や、著作物全体の中での複製する部分の位置付けなどに応じて、これら以外にも「軽微なもの」に該当する場合はあり得る(争いとなった場合には、個別事情を考慮して裁判所で判断されるもの)。

1.「分量」による基準・典型例(全般)

その著作物全体の分量から見て、ダウンロードされる分量がごく小部分である場合には、「軽微なもの」と認められる。

<「軽微なもの」の典型例>

- ・ 数十ページで構成される漫画の 1 コマ~数コマのダウンロード
- 長文で構成される論文や新聞記事などの1行~数行のダウンロード
- 数百ページで構成される小説の1ページ~数ページのダウンロード

<「軽微なもの」とは言えない例>

- ・ 漫画の 1 話の半分程度のダウンロード
- 4コマ漫画や1コマ漫画の1コマのダウンロード
- 論文や新聞記事の半分程度のダウンロード
- ・ 絵画や写真など 1 枚で作品全体となるもののダウンロード(※2. により「軽微なもの」と認められる場合もあり得る)

2. 「画質」による基準・典型例(絵画・イラスト・写真など)

<u>画質が低く、それ自体では鑑賞に堪えないような粗い画像</u>をダウンロードした場合には、「軽微なもの」と認められる。

<「軽微なもの」の典型例>

サムネイル画像のダウンロード

<「軽微なもの」とは言えない例>

- ・ 絵画・イラストなどの鮮明な画像のダウンロード
- ・ 高画質の写真のダウンロード